平成２７年（再イ）第９号
青森市大字新城字平岡259番地76、住民票上の住所青森市大字新城字平岡259番地
再生債務者　安田　一征
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月25日まで
平成27年８月28日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第１号
青森県つがる市木造菰槌千代森32番地３
再生債務者　佐藤　洋介
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月25日まで
平成27年８月28日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２７年（再イ）第１８号
広島市安佐南区伴北７丁目68番９号
再生債務者　大下田　久
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月25日まで
平成27年８月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２３号
広島市西区草津新町１丁目10番15号
再生債務者　石井　信行
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月25日まで
平成27年８月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２６号
広島市西区己斐大迫２丁目５番14号
再生債務者　塚元　哲也
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月25日まで
平成27年８月28日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第３６号
福岡県久留米市大手町３番地13
再生債務者　阿部　正春
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成27年８月28日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第５号
青森県つがる市森田町中田福浦24番地８
再生債務者　川村　高広
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月14日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月24日から平成27年10月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第６号
千葉県船橋市夏見４丁目28番23号
再生債務者　大ノ木光樹
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月16日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月30日から平成27年10月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再ロ）第７号
千葉県習志野市大久保１丁目４番16―309号
再生債務者　本永　博文
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月16日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月30日から平成27年10月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再ロ）第１０号
仙台市太白区中田町字境25番地の６
再生債務者　木嶋　一典
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月７日から平成27年10月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第７号
大阪府羽曳野市広瀬309番地の３
再生債務者　町永　　修
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月25日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月２日から平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１号
兵庫県加古川市加古川町西河原５番地の５
再生債務者　木戸　浩志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年９月24日まで
平成27年８月27日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１８号
大阪府枚方市西禁野１丁目４番45―101号
再生債務者　奥村健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第１００１９号
東京都板橋区大原町41―12―501
再生債務者　小板橋　晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第６号
北海道千歳市長都駅前４丁目１番16―６号
再生債務者　大坂　宏平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再ロ）第１号
埼玉県春日部市大沼５丁目142番地１
再生債務者　高澤　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月28日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年四月一日であり、両法人の社員総会の承認決議は平成二十七年二月二十七日に終了しております。
なお、この合併については平成二十七年八月二十六日付で東京都の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十七年九月七日
東京都板橋区三園一丁目一九番一号
（甲）医療法人社団翠会
理事長　齊藤　　雅
東京都練馬区大泉町二丁目一七番一号
（乙）医療法人社団一陽会
理事長　新貝　憲利